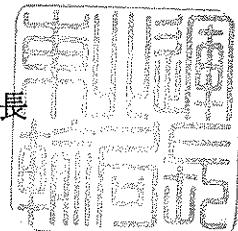




東総総第97号の2
令和元年7月19日

一般社団法人秋田県ハイヤー協会会長 殿

東北運輸局長



夏期期間におけるテロ対策の徹底について

標記について、国土交通事務次官より別添のとおり通達（令和元年7月17日付け国
官危管第6号）が発出されたので了知されるとともに、貴傘下会員に対し、テロ対策の
徹底を図るようご指導方よろしくお願ひ申し上げます。

国官危管第6号
令和元年7月17日

東北運輸局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

夏期期間におけるテロ対策の徹底について

国土交通省では、これまで國民生活の「安全・安心」を確保する観点から、最重要課題の一つとしてテロ対策の強化・徹底に取り組んでいるところである。

夏期期間（令和元年7月20日から同年9月1日までの期間をいう。以下同じ。）においては、大量の輸送需要が集中して発生するとともに、行事、催物等への多数の人出が予想される。

行事、催物等多数の人が集まり、防御が比較的手薄なソフトターゲットを狙ったテロ事案が発生していることに留意し、夏期期間に、交通機関、交通関係施設及び人出が予想される施設を中心に、改めて所管の分野においてテロ対策の徹底を図るよう周知されたい。

